

# 福山市ばらの枝等利活用提案事業実施要領

## 1 事業の目的

本事業は、ばら公園の植栽リニューアルに伴い伐採を予定しているばらの葉や枝（以下「ばらの枝等」という。）を活用して、新たな価値を生み出すことを目的とする。事業に活用するばらの枝等は無償で提供する。

## 2 事業概要

### (1) 利活用方法

利活用方法については自由とする。ただし、ばらの枝等を加工するなど活用することにより新たな価値を生み出すこと（アップサイクル）を目的としているため、提供するばらの枝等を現状のまま販売することはできないこととする。

### (2) 利活用の対象となるばら

ばら公園に現在植栽されているばらのうち、公共施設への移植及び市民による移植を行わないもの（約4,000本）

- ・ばらは株元から伐採を行った状態で公園内に保管している（根を活用する場合は参加者が掘り上げを行う必要がある。）。
- ・伐採前に市民への切りばら配布を行っているため、花のついた枝は切り取られている。

### (3) 事業実施にかかる費用

事業実施にかかる費用は全て参加者の負担とする（ばらの枝等の受け取り及び運搬にかかる費用を含む。）。

### (4) 成果品について

事業で完成した成果品（商品）については参加者が独自に販売等を行うことができ、市への提供や利益の還元は求めない。ただし、今後のばらの枝等利活用事業の参考とするため、活用の状況や販売成果など、実績の報告を求める。

## 3 参加対象

利活用事業の実施主体となる意向を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主、各種団体、個人。ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象者にならない。

- 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律172号）並びに民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続中に該当する者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者並びに福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者

## 4 参加申込みの手続き等

### (1) 選考スケジュール

|                      |  |
|----------------------|--|
| 実施要領配布及び<br>提案書受付期間  | 2023年（令和5年）5月1日（月）から19日（金）まで                         |
| 提案書の採択通知<br>（譲渡株数決定） | 2023年（令和5年）5月25日（木）                                  |
| ばらの枝等受取期間<br>（予定）    | 2023年（令和5年）6月7日（水）から9日（金）まで<br>※具体的な日時については採択後調整します。 |
| 実施報告                 | 2024年（令和6年）3月<br>※様式や報告方法については別途採択者にお知らせします。         |

### (2) 提案書

別紙1「ばらの枝等利活用提案書」を提出すること。また、必要に応じて参考資料を提出すること。

### (3) 提出方法及び提出先

郵送，メール又は持参による（持参の場合は，受付期間のうち土・日・祝日等を除く午前8時30分から午後5時まで）

#### <提出先>

福山市市長公室世界バラ会議推進室

住所：〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎8階）

電話：084-928-1210

E-mail：[world-rose-convention@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:world-rose-convention@city.fukuyama.hiroshima.jp)

## 5 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出等に要する費用等は，全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は，福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に準じて情報公開請求の対象となる。
- (3) 本事業により発生した著作物の著作権，特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利については，全て参加者に帰属するものとする。
- (4) 事業の実施において生じた疑義や損害については，参加者の責任において解決するものとする。
- (5) 実施事業及び実施結果については参加者と事前協議の上，参加者の著作権，特許権，実用新案権，意匠権，商標権等を侵害しない範囲で公表する。